

# あしべつし環境美化里親制度 (アダプトプログラム)

21世紀、市民と行政が協働で進める

## 新しい「環境美化システム」

経済建設部都市建設課土木係

## 里親制度（アダプトプログラム）

### ◆◆◆◆ アメリカ生まれ ◆◆◆◆

アダプトプログラムは、ハイウェイ網が発達しているアメリカで、ハイウェイの散乱ごみが深刻な問題となり頭を悩ませていたテキサス州の運輸局が、ごみ問題解決のため1985年に市民に道路の一区画の里親になってくれるように協力を呼びかけたのがきっかけで導入された新しいまち美化プログラムのことで、「アダプト・ア・ハイウェイ・プログラム」といいます。

その後、急速にアメリカ全土に普及し、さらに、カナダ、ニュージーランド、プエルトリコの各国でも実施されています。

### ◆◆◆◆ 養子のように ◆◆◆◆

アダプト（ADOPT）とは、「〇〇を養子にする」という意味です。市民の皆さんが公共スペースをわが子のように愛情を持って面倒を見る（清掃・美化する）ことから命名されました。市民と行政がお互いの役割分担を定めて、両者のパートナーシップのもとで継続的に美化活動を進めていく制度です。

### ◆◆◆◆ パートナーシップ ◆◆◆◆

欧米諸国に比べて、日本は公共スペースの清掃・美化のシステムづくりが立ち遅れていると言われていています。21世紀の「きれいなまちづくり」のキーワードは「市民と行政のパートナーシップ」。両者の協働で進める「まち美化活動」は、「環境美化」にとどまらず、地域への誇りと愛着を育てていきます。

### ◆◆◆◆ そして日本へ ◆◆◆◆

日本で初めて「アダプトプログラム」が導入されたのは1998年です。以降急速に普及が進み、2003年には160を超える自治体で導入され、2004年には200にとどく勢いです。現在、各地で地域特性に応じた独自の「アダプトプログラム」が導入され、27万人を超える住民が参加して成果をあげています。

アメリカの「アダプトプログラム」にヒントを得て、各地の創意・工夫が加味された「日本版アダプトプログラム」が、全国にしっかりと根を下ろしています。道内では札幌市、釧路市、帯広市、上士幌町、白老町が制度を実施しています。

美しいまちづくりへの挑戦。それが「アダプトプログラム」です。

## 芦別市の里親制度（アダプトプログラム）

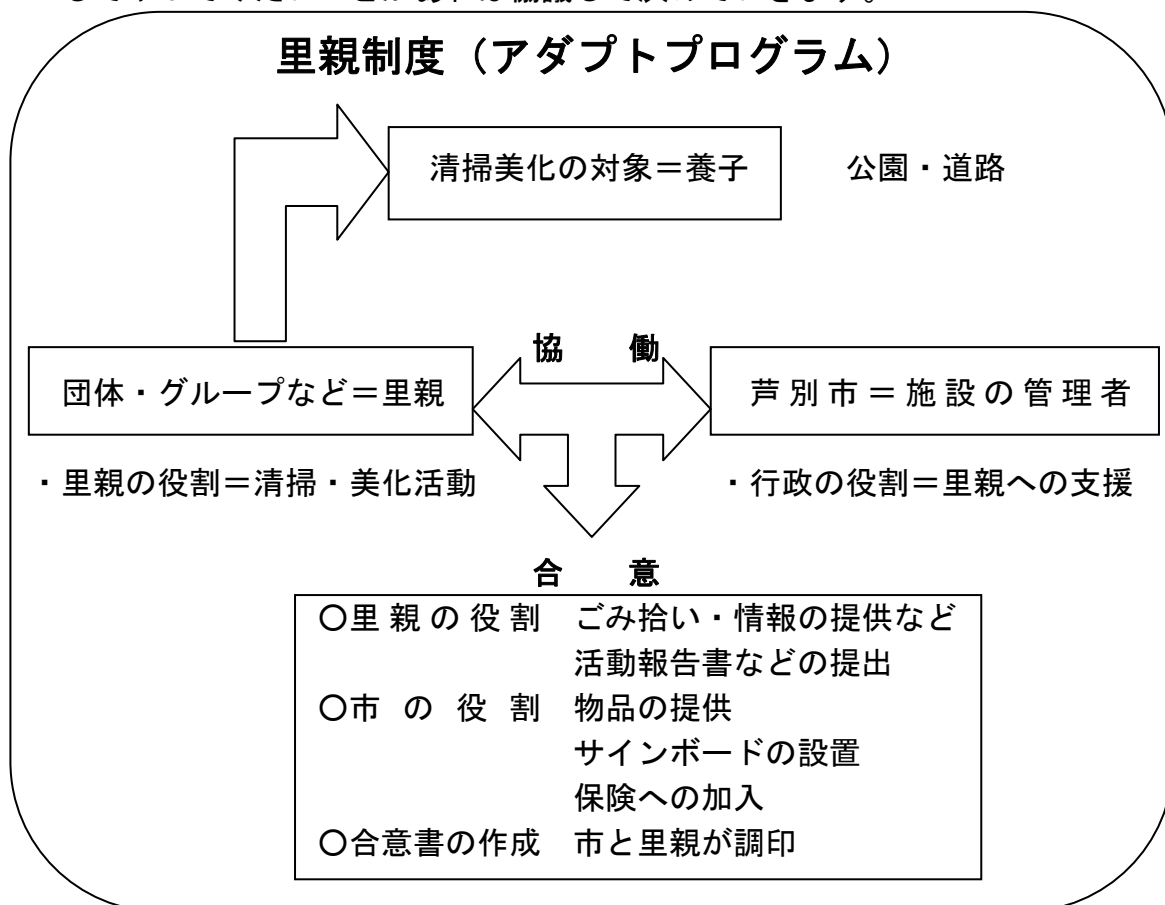
### ◆◆◆◆ 里親制度の目的 ◆◆◆◆

芦別市では、多くの市民の皆様が自発的に美化活動に取り組んでいます。昭和52年には、芦別市自然環境保全条例を制定し自然環境の啓発や全市一斉親子クリーン作戦による清掃の実施を行い、環境美化の推進を行ってきました。しかし、市民にとって身近な公共施設である公園や道路へのポイ捨ては、残念なことにまだ見られるのが実情です。そのため市としては、この全国的に普及してきているボランティアによるまちづくりを推進するため、あしべつし環境美化里親制度（アダプトプログラム）を実施して、環境美化に対する意識の高揚を図り、市民と行政の協働によるまちづくりを目指します。

### ◆◆◆◆ 制度の特徴 ◆◆◆◆

この里親制度は、多くの市民の皆さんに主体的に参加してもらうため、身近に感じている公園と道路で実施します。

活動の内容は、捨てられているごみの収集・廃棄や施設などに異常があったときの情報の提供となります。他にもトイレなどの施設の清掃、子供たちが多く遊ぶ砂場の清掃、草取りや草刈、花壇や植樹ますの管理など、里親としてやってみたいことがあれば協議して決めていきます。



## 参加したときのメリット

あしべつし環境美化里親制度に参加される皆さんへの市の活動支援については、次のものがあります。

### ◆◆◆◆ 活動に必要な物品の支給 ◆◆◆◆

里親として活動するために必要な軍手やごみ袋、清掃用具などを支給します。

### ◆◆◆◆ 統一デザインの帽子の支給 ◆◆◆◆

外での作業となりますので帽子を支給します。この帽子は統一のデザインとなっていて、里親として活動していることがわかるようにする目的もあります。また、環境美化のPRとしても期待がもたれます。

### ◆◆◆◆ サインボードの設置 ◆◆◆◆

里親制度に参加し、サインボードの設置を希望する活動団体については、活動団体の名前を入れたサインボード（アダプトサイン）を、活動場所に設置します。設置が難しい場所では、設置できないこともあります。（ひとつの施設に多数の里親がいる場合についても1ヶ所にしか設置しませんので、サインボードの中に里親名を複数表示することになります。）

### ◆◆◆◆ 保険の適用 ◆◆◆◆

里親の皆さんが安心して活動できるように保険（全国社会福祉協議会のボランティア活動保険）へ加入してもらいます。費用は市が負担します。この保険は、障害事故と賠償事故の2種類の保険により構成されています。偶然的な事故によって活動中にけがをしたり、他人にけがを負わせてしまった、また他人のものを壊してしまったといったときに適用されます。

#### ① 保険期間について

毎年4月1日の午前0時から翌年3月31日の午後12時までです。

4月1日以降の加入については、加入申込手続きの完了した日の翌日午前0時からの適用となります。

## ② 保険内容について

	保 険 金 の 種 類	保 険 金 の 内 容	補 償 金 額
障 害 事 故	死亡保険金	ケガのため事故の日からその日を含めて 180 日以内に亡くなられた場合、死亡保険金額の全額をお支払いします。	1,418 万円
	後 遺 障 害 保 険 金	ケガのため事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体の一部を失ったり、その機能に重大な障害を永久に残された場合、その程度に応じて後遺障害保険金額の 3 ～100%をお支払いします。	1,418 万円 (限度額)
	入院保険金	ケガのため入院した場合、事故の日からその日を含めて 1,000 日以内の入院日数に対し、1 日につき入院保険金日額をお支払いします。	7,000 円
	通院保険金	ケガのため医師の治療を受けた場合、平常の生活または業務ができる程度に治った日までの通院日数（往診日数を含みます）に対し、90 日を限度として 1 日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 1,000 日以内の通院が対象となります。	4,500 円
	手術保険金	入院保険金をお支払いする場合で、事故の日からその日を含めて 1,000 日以内にそのケガの治療のために所定の手術を受けられたとき、入院保険金日額に手術の種類に応じて定めた倍率（10 倍・20 倍または 40 倍）を乗じた額をお支払いします。	
補 償 事 故	賠償責任 保 険 金	第三者の身体または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負ったとき保険金をお支払いします。また、訴訟費用、裁判上の調停・和解または仲裁に要した費用などもお支払いします。免責金額はありません。	5 億円 (限度額)

## あしべつし環境美化里親制度に参加したいときは？

### ◆◆◆◆ 活動グループ、団体をつくりましょう ◆◆◆◆

里親制度は、3人以上の参加者が必要となりますので、個人では参加することができません。まずグループをつくりましょう。町内会や各種団体あるいは地域の有志で、近所の方や職場の同僚などに声をかけてみましょう。

活動は地域と協調することが大切となってきます。

### ◆◆◆◆ 活動場所、活動回数、活動内容を決めましょう ◆◆◆◆

活動グループができたら、どこで活動したいのかを話し合って決めましょう。国道や道道（あしべつし環境美化里親制度の対象外となります。）は、この制度とは異なる制度があり、管理者も市ではないので調整が必要となってきますが、了承が得られれば活動することができます。

どのような活動をするのか、どれくらいの頻度で行うのかといったことも考える必要があるでしょう。月1回以上（冬期間を除く）を目安にしてください。（1年以上継続して行うことが条件となります。）

◆◆◆◆ 条件に合うのかチェックしてみましょう ◆◆◆◆

里親制度はボランティアで実施しますので、無償活動が前提となります。市の支援も限られていますのでチェックリストで確認してみてください。

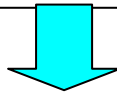
◆◆◆◆ 申し込みましょう ◆◆◆◆

活動グループ、活動場所、活動内容、活動回数などが決まりましたら、市役所に申し込みを行います。担当窓口は3階の都市建設課土木係になります。

### 具体的な流れについて

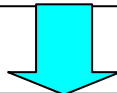
**【活動団体】**

里親制度の条件に合う活動を行うことが決まれば「里親届」を市に提出します。



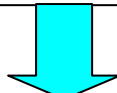
**【芦別市】**

届出があった活動団体、活動内容、活動回数などについて確認をします。



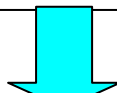
**【活動団体と芦別市】**

活動団体と市とで合意書を締結します。



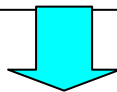
**【活動団体】**

里親参加者全員の名簿と年間の活動計画書を市に提出します。また、必要となる物品があれば申し込みをします。



**【芦別市】**

希望により活動場所にサインボードを設置します。また、物品内容を確認し、支給します。



**【活動団体】**

毎年3月末までに年間活動報告書を、また、継続する場合は年間活動計画書を市に提出します。

**活動しましょう！**

#### ◆◆◆◆ 活動方法について ◆◆◆◆

里親届では、活動回数を記入していただきますが、それに縛られることはありません。体調や天候が悪くて活動できないこともありますので、無理をせず里親の方が活動できる範囲でお願いします。

活動するときには、日の出前・日没後、霧や雨で視界の悪い時期をさけ、天候のよい日に活動しましょう。また、事故を起こさぬよう・事故にあわぬよう周囲の状況に十分注意をはらい作業をし、安全確保につとめ、何かあったときのことを考えて必ず2名以上で活動しましょう。

児童・生徒（15歳未満）が活動の主体となる場合は、責任者（保護者・教諭等）の監督のもとに行ってください。

道路での活動は、交通安全上問題がありますので、幼児等の子供づれでの作業は行わないでください。また、活動中は歩行者や自転車などの運行に支障を及ぼさないように作業を行いましょう。

活動するときには事前に日程を土木係まで連絡してください。

### ごみの処理について

#### ◆◆◆◆ ごみの処理方法について ◆◆◆◆

里親制度の活動により集められたごみなどは、汚れているので分別せずに一般ごみとして処理することとなります。刈り取った草についてもごみとして扱います。

ごみは、支給されるボランティア収集ごみ袋に入れ、里親さんが持ち帰り一時保管していただき、地域の指定されているごみの収集日に指定の場所へ出していただきます。（袋に空きがあるからといって、家庭のごみを入れてはいけません。）

#### ◆◆◆◆ 持ち帰れないごみの処理について ◆◆◆◆

草刈などにより大量のごみが出る場合や、回収できない下記のようなものがある場合は、市の担当窓口までご連絡ください。市のほうで処理いたします。

- ・ 犬・猫などの動物の屍体
- ・ 放置自転車や粗大ごみ
- ・ その他処理できない廃棄物

## その他の注意事項

里親制度の活動にあたっては、他にもいくつかお願いしたいことがあります。

### ◆◆◆◆ 情報の提供について ◆◆◆◆

管理区域内に次のようなことがありましたら、ご連絡ください。

- ・トイレ等の施設の損壊（公園）
- ・遊具等の破損（公園）
- ・樹木の損傷（公園）
- ・道路の付帯物や標識等の破損（道路）
- ・街路樹等の損傷（道路）
- ・その他の異常（公園・道路）

### ◆◆◆◆ 粗大ゴミについて ◆◆◆◆

活動中に発見した粗大ごみなどの不法投棄物は、集積しないで現状のまま連絡してください。（不法投棄は犯罪であり、場合によっては警察と協力して投棄者を捜査する場合がありますので、投棄物を移動してしまうと調査に支障をきたす可能性があります。）



## 届出様式の説明について

### 1 里親届（別記第1号様式）

- ・ 活動する施設（公園・道路）と活動区域を決めます。
- ・ グループや団体で里親名を決めます。既設の団体名でも新しくつけていただいてもよろしいです。
- ・ 活動内容と活動回数を決めます。（届出様式に具体例を記載してあります。）
- ・ 里親名を活動施設に掲示するかどうかを決めます。
- ・ 決まった内容を記載して提出してください。

### 2 活動変更届（別記第3号様式）

活動している区域や里親の代表者・連絡先の変更、活動内容や活動回数の変更、参加者等に変更が生じた場合に、変更内容を記載して提出してください。

### 3 里親辞退届（様式第4号）

- ・ 活動ができなくなったり、構成人数が足りなくなったときなどに、理由を記載して提出してください。
- ・ 里親を辞退される場合は、担当者にご相談のうえ、辞退届を提出してください。

### 4 合意書（別記第5号様式）

- ・ 里親届の提出を受け、市で審査し内容が適切であれば合意書を交わして、里親としての活動が始まります。
- ・ 辞退届が提出された場合は、この合意内容を解消したものとなります。
- ・ 里親の活動内容の状況や、市の工事などの都合などにより、市がこの合意内容を解消することもあります。この場合は、里親承認取消通知書により通知いたします。

### 5 清掃用具等支給申請書（別記第7号様式）

- ・ 里親としての活動に必要な物品があれば、申請書に必要な品目と数量を記載して提出してください。活動内容によっては支給ができないものがあります。また、数量については活動内容や活動状況によって決定しますので、ご要望にそえない場合があります。
- ・ 記載品目以外に必要なものがあれば、担当者と協議してください。

6 清掃用具等支給物品受領書（別記第9号様式）

- ・ 里親からの申請書を市で審査し、品目・数量を決定しましたら清掃用具等支給決定通知書により通知します。決定した物品を受け取ったときには、受け取った品目・数量を記載した受領書を市に提出してください。
- ・ 支給を受けた物品は、里親制度以外の活動では使用できませんのでご注意ください。

7 清掃用具等支給物品返還書（別記第10号様式）

里親を辞退するときや合意内容を解消されたときは、支給を受けた物品の残余分を返還してもらうことになりますので、品目・数量を記載した返還書を市に提出してください。

8 里親参加者名簿（別記第11号様式）

合意書の取り交わしが終わりましたら、速やかに活動する施設名、参加者数、参加者の氏名・住所・電話番号・役職・年齢を記載して提出してください。また、継続して活動する場合は、毎年3月末までに提出してください。

9 年間活動計画書（別記第12号様式）

合意書の取り交わしが終わりましたら、速やかに活動する施設名、計画している活動月と活動内容を記載して提出してください。また、継続して活動する場合は、毎年3月末までに提出してください。

10 年間活動報告書（別記第13号様式）

当年度の活動が全て終了しましたら、活動した施設名、活動日・活動時間・参加者数・活動内容を記載した報告書を、毎年3月末までに提出してください。

【活動団体用】

## あしべつ環境美化里親制度 チェックリスト

グループ（団体）名

記入者

以下の項目についてチェックしてください。

該当しない項目については、担当者にご相談ください。

- 1 この里親制度の趣旨はご理解いただけましたか
- 2 活動する公園・道路の活動区域は適当ですか
- 3 活動エリアに対する活動人数は適当ですか
- 4 活動内容・目的は適当ですか
- 5 活動回数は適当ですか
- 6 活動予定期間は適当ですか  
(継続性はありますか・短期間ではありませんか)
- 7 ボランティア活動保険の内容を理解しましたか
- 8 活動が保険の内容に適合していますか
- 9 必要書類はそろいましたか
- 10 里親参加者の方に、本制度の説明をしましたか
- 11 不明な点などがあればご記入ください。

---

※記入後、写しを都市建設課土木係まで提出願います。